

公益社団法人広島県パラスポーツ協会  
全国障害者スポーツ大会中国・四国ブロック予選会に出場する競技団体等交付金交付規程

(目的)

第1条 公益社団法人広島県パラスポーツ協会（以下「協会」という。）は、障害のある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、広く障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進を図るため、全国障害者スポーツ大会中国・四国ブロック予選会（以下「予選会」という。）に出場した競技団体（以下「広島県代表チーム」という。）に対して、交付金を交付するものとし、必要な事項を定める。

(交付対象)

第2条 広島県を代表して、全国障害者スポーツ大会中国・四国ブロック予選会に出場し、障害者スポーツの普及や競技力向上等により障害者スポーツの振興を図る広島県代表チームとする。

(交付額)

第3条 一チームにつき、5万円以内とする。

(交付申請)

第4条 前条の規定により交付金の交付を受けようとする競技チームは、別紙交付申請書により、予選会の主催者が作成したプログラム等の出場を証する関係資料を添付して、協会会長に申請を行うものとする。

(交付)

第5条 協会会長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査し決定する。

(関係資料の保存期間)

第6条 交付申請に係る関係資料の保存期間は、当該交付金を交付した日から起算して5年を超過した日の属する協会の会計年度の末日までとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、実施のため必要な事項は、協会会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月4日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。